

3463号 2020年06月29日

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 川端 稔

IFRSをめぐる動向 第124回 「IFRS第17号の修正」についての動向(3)

(12頁)

## 1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。本稿では、IASBにおけるIFRS第17号「保険契約」（以下「IFRS第17号」とする）に関する最近の検討状況として、2020年5月に開催されたIASB会議における議論の概要を取り上げます。

IASBは、2019年10月から、IFRS第17号「保険契約」の修正について議論を再開し、2020年3月のIASB会議において、想定された論点についての議論を完了しました。今回は、2020年5月の会議における、書面投票プロセスの間に識別された解決すべき論点についての審議の内容を説明します。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておきます。

## 2. 解決すべき論点

IASBは、書面投票プロセスの間に識別された解決すべき論点についての審議を行い、以下の軽微な技術的論点について、IFRS第17号の修正を暫定的に決定しました。

- ・ 保険獲得キャッシュ・フロー以外で保険契約が認識される前に生じたキャッシュ・フロー
- ・ 保有再保険契約でカバーされている基礎となる保険契約の損失の識別
- ・ 保険収益における法人所得税の取扱い
- ・ 残存カバーに係る負債および発生保険金に係る負債の定義
- ・ 変動手数料アプローチにおける OCI オプションおよびリスク軽減オプションの同時適用

- ・投資要素に係る予想外の支払または不払いの影響

以下、各項目について説明します。

### 3. 保険獲得キャッシュ・フロー以外で保険契約が認識される前に生じたキャッシュ・フロー

IASB は、保険契約グループが認識される前に支払ったまたは受け取った当該保険契約グループに関連する他のキャッシュ・フロー，例えば，支払期日前に支払われた保険料が存在する場合について検討しました。IFRS 第 17 号第 38 項では，こうしたキャッシュ・フローを当初認識時における契約上のサービス・マージンの測定に含めることは認められていませんでした。

IASB は、IFRS 第 17 号第 38 項および第 79 項を修正し，保険契約グループの契約上のサービス・マージンの当初測定において，保険契約グループが認識される前に認識された以下の資産または負債の認識の中止の影響を含めるように企業に要求する暫定的な決定を行いました。

- ・保険契約グループが認識される前に支払ったまたは受取った当該保険契約グループに関連するキャッシュ・フローに係る資産または負債

- ・他の IFRS 基準を適用して，キャッシュ・フローを支払うまたは受け取る前，かつ保険契約グループが認識される前に認識された資産または負債

これらの暫定的な決定は，当初認識後に支払われたならば当該保険契約グループの履行キャッシュ・フローに含まれていたであろうキャッシュ・フローを，契約上のサービス・マージンの測定に含める取扱いを妨げる結果となっていました。

さらに，この暫定的な決定は，適用範囲を，他の IFRS 基準を適用して，キャッシュ・フローを支払うまたは受け取る前に認識された資産または負債にも拡張しています。このような資産または負債の例としては，未認識の保険契約グループに関して受領したサービスに対して保険ブローカーから請求を受けたが，まだ支払を行っていないため，企業が IFRS 第 9 号を適用して負債を認識している場合が挙げられます。この負債が決済される際のキャッシュ・フローは，保険獲得キャッシュ・フローの定義を満たすと想定されています。

### 4. 保有再保険契約でカバーされている基礎となる保険契約の損失の識別

IASB は、企業が保有している再保険契約が、発行した保険契約グループの一部のみをカバーしている場合について検討しました。その場合、再保険契約によりカバーされている不利な保険契約と再保険契約によりカバーされていない不利な保険契約と一緒にグルーピングされている可能性があります。IASB スタッフは、利害関係者からのフィードバックとして、当初の提案では、当初認識および事後測定で保有再保険契約による損失の回収について、同じ規則的かつ合理的な配分方法の使用を要求していました。このため、当初認識時にのみ入手できる可能性のある、より詳細な情報の使用が妨げられてしまうとの懸念を報告しました。したがって、IASB スタッフは、当初認識および事後測定で同じ方法の使用が要求されないように提案を修正しました。

議論の結果として、IASB は、規則的かつ合理的な配分方法の使用を要求する IFRS 第 17 号の修正を暫定的に決定しました。この修正は、発行した不利な保険契約に係る損失額について、保険契約グループより細かなレベルでの管理を要求した場合に生じる、過度な負担の回避を意図しています。ただし、IASB スタッフは、当初認識と同じ情報が入手可能な期間の事後測定においては、その期間における規則的な配分は同じ方法が用いられると考えています。

#### 5. 保険収益における法人所得税の取扱い

IFRS 第 17 号 B121 項は、保険収益を決定する保険契約者からの対価について規定しています。具体的には、以下の項目が含まれるとしています。

- (a) 保険サービス費用（残存カバーに係る負債の損失要素に配分した金額を除く）
- (b) 非金融リスクに係るリスク調整（残存カバーに係る負債の損失要素に配分した金額を除く）
- (c) 契約上のサービス・マージン
- (d) 保険獲得キャッシュ・フローに関連する金額

保険契約の条件に基づいて保険契約者に個別に請求可能な法人所得税が IAS 第 12 号「法人所得税」を適用して認識される場合、企業はそれらを費用として認識します。すなわち、企業が保険契約の条件に基づいて保険契約者に個別に課税される法人所得税費用を負担する場合、企業は残存カバーに係る負債を減らし、保険収益を認識する必要があります。IASB は、保険契約の条件に基づいて保険契約者に個別に請求可能な法人所得税に関連する金額を純損益に認識する際に、保険収益の認識を企業に要求するため、IFRS 第 17 号 B121 項の修正を暫定的に決定しました。

## 6. 残存カバーに係る負債および発生保険金に係る負債の定義

2019年の公開草案において提案された残存カバーに係る負債および発生保険金に係る負債の定義について、一部のコメント提出者は、保険契約から生じる企業の義務のすべてではなく一部のみを反映しているとコメントしました。例えば、企業は、保険契約者への保険料の返金または第三者に支払うべき費用のような、保険契約サービスの提供に関連する他の金額を支払う義務を負う場合があります。さらに、企業は、保険契約サービスの提供に関係しない金額、例えば、投資要素を支払う義務を有する可能性もあります。また、一部のコメント提出者は、企業が発行した保険契約から生じるすべての義務を網羅的に反映させるという保険負債の測定に関する要求事項との整合性を確保するために、IASBが残存カバーに係る負債および発生保険金に係る負債の定義を修正するよう提案しました。

議論の結果として、IASBは、企業が発行する保険契約から生じるすべての義務を残存カバーに係る負債および発生保険金に係る負債の定義に含めるため、IFRS第17号の修正を暫定的に決定しました。IASBスタッフによる具体的な修正提案の内容は以下のとおりです。

	残存カバーに係る負債	発生保険金に係る負債
5月の審議会における修正提案	<p>(b)(a)に含まれていない以下に関連する既存の保険契約に基づく支払額</p> <p>(i) まだ提供されていない保険契約サービス（すなわち、保険契約サービスの将来の提供に関連する義務）または</p> <p>(ii) 発生保険金に係る負債に振り替えられていない投資要素または保険契約サービスの提供に関連しないその他の金額</p>	<p>(b)(a)に含まれておらず、以下に関連する支払額</p> <p>(i) すでに提供されている保険契約サービス</p> <p>(ii) 残存カバーに係る負債から振り替えられた投資要素または保険契約サービスの提供に関連しないその他の金額</p>

## 7. 変動手数料アプローチにおける OCI オプションおよびリスク軽減オプションの同時適用

変動手数料アプローチにおいて当期簿価利回り法（IFRS第17号第89項）を適用する場合、基礎となる項目から生じる純損益と同額を保険金融収益・費用として純損益に認識する必要があります。保険金融収益・費用の表示について OCI オプションを選択する場合に

においても同じです。2つのオプションを同時に適用する結果として、軽減された金融リスクに係る保険金融収益・費用はOCIに表示されます。このため、リスク軽減オプションで用いられる軽減手段の変動額が純損益で認識される場合、会計上のミスマッチを回避できない結果が明らかとなりました。

この対応策として、IASBは、IFRS第17号のOCIオプションおよびリスク軽減オプションについて以下の修正を暫定的に決定しました。

(a) OCIオプションを定めるIFRS第17号第88項および第89項は、リスク軽減オプションの適用から生じる保険金融収益・費用には適用されない旨の明文化

(b) リスク軽減オプションの適用から生じる保険金融収益・費用の表示方法を定める新たな要求事項の追加

これらの暫定的な決定により、企業は、リスク軽減オプションに最も適合する方法で、保険金融収益・費用を表示します。IASBスタッフが提案した具体的な修正内容は、以下のとおりです。

・デリバティブまたは企業が純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品を使用して金融リスクの影響を軽減する場合、企業は、IFRS第17号B115項（リスク軽減オプション）の適用から生じる当期の保険金融収益・費用を純損益に含めなければならない。

・企業が保有する再保険契約を使用して金融リスクの影響を軽減する場合、企業は、IFRS第17号第88項および第90項を適用して、保有する再保険契約に企業が適用するのと同じ会計方針を保険金融収益・費用の表示に適用する。

## 8. 投資要素に係る予想外の支払または不払いの影響

IFRS第17号B96項(c)では、投資要素に係る予想外の支払または不払いの影響に関する要求事項が規定されています。具体的には、当期に支払われた投資要素について、その期間に支払われることが予想されていたかどうかを判定することが企業に求められます。当期における支払が予想されていなかった場合、次の2つの影響が生じます。

(a) 当期中の予想外の支払

(b) 将来の期間における予想キャッシュ・アウトフローの減少

IFRS 第 17 号 B96 項 (b) および (c) では、上記の両方の影響について契約上のサービス・マージンを調整することが求められています。

しかし、期初から投資要素に係る予想外の支払または不払いが生じるまでの間に、投資要素は、貨幣の時間的価値や金融リスクの影響を受ける可能性があります。これらの影響は、保険金融収益・費用として認識されるべきであり、契約上のサービス・マージンを調整すべきではないと考えられます。2019 年の公開草案では、これらの影響の取扱いを明確にすることを意図していましたが、利害関係者からのフィードバックでは、公開草案の文言が混乱を生じさせている事実が示されていました。したがって、IASB は、意図が明確になるように表現の修正を暫定的に決定しました。具体的には、以下の文言の追加が提案されています。

「契約上のサービス・マージンを調整する差異は、(i) 当期に支払われるまたは払い戻されることとなった実際の投資要素または契約者貸付と、(ii) 当期の開始時点において当期に支払われるまたは払い戻されることになると見込まれた金額に、当該見込金額に関連した、支払われるまたは払い戻されることとなるまでの保険金融収益・費用を加えた金額とを比較して決定される。」

## 9. 終わりに

IASB は、IFRS 第 17 号の修正を 2020 年 6 月末までに公表するという予定を確認しました。5 月の IASB 会議における暫定的な決定では、IASB スタッフが IFRS 第 17 号の修正に関する文言を最終化する中で生じた、非常に詳細な技術的論点が取り扱われました。予想されていたとおり、過去の暫定的な決定への実質的な変更はありませんでした。2020 年 6 月末までに IFRS 第 17 号の修正を公表するという IASB の声明は、公開草案に示された方針と整合しています。